

福祉灯油特別対策事業のお知らせ

「灯油等購入費用」支給申請を受け付けています
～対象世帯につき、5,000円～

在宅の低所得高齢者などを対象に、冬季間の灯油等の経費に対する経済的支援を行います。

対象条件をご確認いただき、該当する場合は3月10日(水)までに申請してください（申請をした日を基準日とします）。

対象となる世帯

- (1)高齢者世帯 世帯主が満65歳以上で、町民税非課税の世帯（令和3年3月31日までに満65歳に到達する方を含む）
- (2)ひとり親世帯 満18歳未満（学生の場合は満18歳になった学年の年度末まで）の子を扶養する町民税非課税の世帯
- (3)しょうがい者世帯 障害者手帳（身体・知的・精神）を所持している方、または障害年金受給者がいる町民税非課税の世帯

※同一住居において複数の世帯が存在する場合は、いずれかの世帯のみを対象とします。

対象外世帯

- ・生活保護世帯
- ・課税世帯と同じ住居に居住している世帯
- ・介護保険施設※または高齢者・しょうがい者・児童福祉施設に入所している世帯。
ただし、配偶者が在宅で支給要件を満たしている場合を除きます。
- ・申請者が入院中である世帯（申請をした日を基準とする）

※介護保険施設とは、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等を言います。また、高齢者施設とは、高齢者を対象とした共同生活施設全般となります。

申請の方法

振り込みを希望される口座番号と印鑑を持参のうえ、必要事項を申請書に記入し、手続きをしてください。なお、代理申請の場合は電話等でご連絡いただければ申請書を郵送します。

助成の方法

申請書に記載された口座に振り込みを行います。

問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎@7071

小型電子・電子機器の拠点回収終了について

外国政府による廃棄物や再生資源等の輸入規制等に係る影響により、リサイクル処理が出来ないこととなり安平町では、小型電子・電子機器の拠点回収を3月19日(金)で終了する事としました。

今後の処分は、『もやせないごみ』としてゴミステーションに出されるか、安平・厚真行政事務組合へ自己搬入をしてください。ご不便をお掛けしますが、何卒ご理解をお願いします。

問合せ 税務住民課住民生活グループ ☎@2940